

# 教育課程等特例認定大学等としての認定に係る審査結果について（報告）

資料4

## 1. 特例制度の概要

- 大学の教育課程や教員免許取得のための教職課程は、大学設置基準等で、その質の担保の観点から、大学がその授業科目を「自ら体系的に開設する原則」が定められている。
- 上記の観点から、他大学と連携した科目開設やいわゆる単位互換制度についても、その単位数や科目の種類に一定のルールを設けているところ。
- 大学設置基準等の特例（※）は、大学における教育課程や、教職課程において、先導的な取組を行おうとする場合に、文部科学大臣が認めた範囲において、上記基準等を緩和するもの。

※ 令和4年大学設置基準改正、令和5年教育職員免許法施行規則改正により創設。

## 2. 大阪教育大学／札幌大学からの申請・認定について

### （1）申請内容等

- 札幌大学が、大阪教育大学が開設する先導的な授業科目（※）を自大学の教職課程科目と位置づけるため、特例制度の認定を受けようとするもの。 ※科目名「ダイバーシティと教育」を科目区分【大学が独自に設定する科目】に位置づける。
- 札幌大学は、当該科目以外にも、併せて教職課程の質向上のため、大阪教育大学の生徒指導・進路指導に関する科目についても特例制度の認定を受けようとするもの。

### （2）申請結果

- 審査委員会において、先導的な教職科目の広域的な普及・発信、地域での質の高い教員養成課程の維持等の趣旨を踏まえ、特例制度の活用は適当と判断（認定第1号）。
- 本特例の認定後、教職課程認定関係の手続きを経て、令和8年度から実施予定。

中央教育審議会大学分科会長 殿

中央教育審議会大学分科会  
教育課程等特例制度運営委員会

教育課程等特例認定大学等としての認定に係る審査結果について（報告）

令和7年1月17日付けで大阪教育大学及び札幌大学から申請のあった、教育課程等特例認定大学等としての認定に係る申請について、中央教育審議会令第6条第1項並びに中央教育審議会運営規則第3条第5項及び第4条第1項の規定に基づき、貴分科会の下に設置された本委員会にて審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

1. 申請内容

大学設置基準第57条に規定される教育課程等特例認定大学等の認定の申請

【申請者】大阪教育大学及び札幌大学

【特例対象規定】大学設置基準第19条第1項

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【申請内容】別紙「取組概要図」参照

【実施予定期間】令和8年4月～令和13年3月

2. 審査の主な経過

| 年月日       | 経過                                                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年1月23日 | 第7回教育課程等特例制度運営委員会<br>・申請書及び申請計画書等に基づき、審査を実施。<br>・審査中の意見を申請者に伝達し、回答を求める。 |
| 令和7年2月19日 | 第8回教育課程等特例制度運営委員会<br>・申請者との面接審査を実施。                                     |

3. 審査結果

本委員会での審査の結果、大阪教育大学及び札幌大学からの申請について、教育課程等特例認定大学等の認定に関する規程（文部科学省告示第百三十一号）第1条で定める認定の基準を満たしていると認める。ついては、別添の認定期間と留意事項を付した上で、教育課程等特例認定大学等として認定することが適当である。

(別添)

## 認定期間

申請計画書の実施予定期間を踏まえ、「令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月」を認定期間とする。

## 留意事項

1. 大阪教育大学からの提供科目について、札幌大学においては、オンライン(オンデマンド方式)での授業が中心となることから、学生の主体的な学びを促進するため、学生に対する履修ガイダンス、学生の受講状況の把握、TA の配置など受講学生への積極的かつきめ細やかな支援に留意すること。
2. 大阪教育大学においては、科目提供を行う担当教員に過度な負担が生じないように引き続き留意すること。
3. 異なる地域の大学間の交流となる取組の特色を活かし、オンライン(オンデマンド方式)を中心としつつも、両大学の学生が積極的に交流・議論・意見交換等をする機会について工夫することが望ましいこと。
4. 今回の取組により、地域を超えたオンラインの効果的な活用方策や教育効果の検証等が期待されることから、両大学が連携して評価・検証等に取り組んでいただきたいこと。

## (別紙) 取組概要図

大阪教育大学と札幌大学の連携による教職科目を自ら開設できる仕組みの構築

— 先導的な教職科目の全国・地域への展開を通じた質の高い教師人材の安定的な輩出を目指して —

### 教員養成を取り巻く現状・課題

- 全国の教育委員会に置いて「教師不足」が深刻化
- 学校現場を取り巻く環境の変化（子ども一人一人の学びの引き出し、いじめ・不登校、外国にルーツのある児童生徒等の増加 など）
- 教師に求められる役割や資質能力が多様化（学習観・授業観の転換）  
⇒ 教職課程では新たな教育課題に対応した科目の充実が急務
- しかし、人的にも財政的にも資源に限られている現状において、個々の大学単独では教職課程を維持することが極めて困難

モデルケース②【学修の多様化・深化 × 大学間連携】を適用  
特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則

新たなモデルの構築

### 地域社会

知的資源の効率的活用による教職課程の裾野拡大  
多様な専門性と質の高い教師の安定供給

### 大阪教育大学

先導的な教職科目を広域的に普及・発信  
教員養成の質保証や高度化をけん引  
学習観・授業観の転換を担う教師の拡充に貢献

教員養成課程

先導的な教職科目、フラッグシップ指定科目を提供

### 札幌大学

教職課程の効率的展開  
次世代型教職課程の開講  
北海道の私大の中核として質の高い教師の養成に貢献

教職課程

大教大の教職科目、フラッグシップ指定科目を  
自ら開設

Win-Win

## ○ 制度概要

教育課程等に係る特例制度は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正の提言を受けて、大学設置基準第57条に規定されたものである。

考え方：大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

かつ

②以下を行う大学であること

- －当該先導的な取組を行う
- －教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- －教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、  
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、  
第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、  
第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、  
第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、  
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、  
第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、  
第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、  
第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、  
第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

○ 根拠規程等

●大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一條第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二條の八、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

- 2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

●教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（文部科学省告示第百三十一号）（抄）

（認定の基準）

第一条 教育課程等特例認定大学等（大学設置基準第五十七条第二項及び大学通信教育設置基準第十二條第二項に規定する教育課程等特例認定大学、専門職大学設置基準第七十六條第一項に規定する教育課程等特例認定専門職大学、短期大学設置基準第五十條第二項及び短期大学通信教育設置基準第十二條第二項に規定する教育課程等特例認定短期大学、専門職短期大学設置基準第七十三條第二項に規定する教育課程等特例認定専門職短期大学並びに高等専門学校設置基準第二十八條第二項に規定する教育課程等特例認定高等専門学校をいう。以下同じ。）の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 教育課程等特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- 二 認定を受けようとする大学等が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九條第三項の規定により受けるものを除く。第九條第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。
- 三 認定を受けようとする大学等が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
  - ロ 財政状況が健全でなくなったこと。
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 先導的な取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「先導的な教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）

ハ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ニ 先導的な教育の実施内容

ホ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠

ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

チ 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

五 前号の申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学等の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により教育課程等特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びハに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

●教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項（令和4年11月8日文部科学省高等教育局長決定）（抄）

### 第3 認定の申請

認定を受けようとする大学等の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）は、申請書（様式1）に申請計画書（様式2）及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

### 第4 認定の手続等

（1）文部科学大臣は、第3の申請があつた場合には、中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「教育課程等特例制度運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知する

ものとする。

- (2) 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、第3の申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。また、文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が様式4により認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、運営委員会の審査を経て、当該認定期間を延長することができる。
- (3) 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。